

四日市市基準該当サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第60号

四日市市基準該当サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則
四日市市基準該当サービス事業者の登録等に関する規則（平成12年四日市市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報の提供)</p> <p>第10条 市長は、第3条に規定する登録、第5条に規定する登録の更新又は第9条に規定する登録の取消しを行ったとき、若しくは第6条に規定する変更等の届出若しくは第8条に規定する報告等があったときは、三重県、三重県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	<p>(情報の提供)</p> <p>第10条 市長は、第3条に規定する登録、第5条に規定する登録の更新又は第9条に規定する登録の取消しを行ったとき、若しくは第6条に規定する変更等の届出若しくは第8条に規定する報告等があったときは、三重県、三重県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8) 役員の氏名、生年月日及び住所</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p>

第3号様式を次のように改める。

基準該当サービス事業所登録更新申請書

四日市市長

年 月 日

所在地
申請者 名称 印

基準該当サービス事業所に係る登録の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

		事業所所在地市町村番号		
申請者	フリガナ 名称			
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー) 県 都市 (ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号		FAX 番号
	法人の種類別	法人所轄庁		
	代表者の職・氏 名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 都市 (ビルの名称等)		
事業所	フリガナ 名称			
	所在地	(郵便番号 ー)		
	連絡先	電話番号		FAX 番号
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき			
	フリガナ 名称			
	所在地	(郵便番号 ー)		
	連絡先	電話番号		FAX 番号
管理者の氏名、生年月日	フリガナ 氏名	生年月日		
管理者の住所	(郵便番号 ー) 県 都市 (ビルの名称等)			
事業等の種類				
現に受けている登録の有効期間満了日				
違反要件に該当しないことを誓約する書面		別添のとおり		
基準該当事業所番号				
登録を受けている市区町村				
介護保険事業所番号				
既に指定等を受けている事業				
医療機関コード等				

- 備考 1 「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
2 別添資料については、指定申請時の様式を参照してください。

第5号様式を次のように改める。

登録事項変更届出書

年 月 日

四日市市長

住所
 事業者（所在地）
 氏名
 （名称及び代表者氏名）

印

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		基準該当事業者番号								
登録内容を変更した事業所		名称								
		所在地								
サービスの種類										
変更があった事項		変更の内容								
1	事業所の名称	(変更前)								
2	事業所の所在地									
3	主たる事務所の所在地									
4	代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所									
5	登記事項証明書・条例等 （当該事業に関するものに限る。）									
6	事業所の建物の構造、専用区画等									
7	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所									
8	サービス提供責任者の氏名及び住所									
9	運営規程									
10	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関									
11	事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別）	(変更後)								
12	入所者の定員									
13	併設施設の状況等									
14	その他									
変更年月日		年 月 日								

備考1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の四日市市基準該当サービス事業者の登録等に関する規則の規定に基づいて作成した申請書の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)